

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>((保安に関する組織)) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>((保安に関する組織)) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. グループ経営推進部門長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長(原子力品質保証)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長(原子力建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>12. 品質保証部長は、課長(品質保証)および課長(原子力研修)の所管する業務を統括する。</p> <p>13. 技術部長は、課長(技術)、課長(燃料技術)、課長(核物質防護)、課長(放射線管理)および課長(建設管理)の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 発電部長は、課長(第一発電)および課長(第二発電)の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 保修部長は、課長(保修管理)、課長(保修技術)、課長(電気)、課長(計装)、課長(3号電気)、課長(原子炉)、課長(タービン)、課長(3号機械)、課長(土木<del>建築</del>)および課長(SA工事プロジェクト)の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 課長(品質保証)は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>17. 課長(原子力研修)は、保安教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>18. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>19. 課長(技術)は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>20. 課長(燃料技術)は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>21. 課長(放射線管理)は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>22. 課長(建設管理)は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</p> <p>23. 課長(第一発電)は、1号炉および2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>24. 課長(第二発電)は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</p> <p>25. 当直長は、業務を所管している課長(第一発電)または課長(第二発電)(以下「課長(発電)」と</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織(発電用原子炉主任技術者(以下、「原子炉主任技術者」という。)を含む。)から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2(関係法令および保安規定の遵守)および第2条の3(安全文化の醸成)に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. 考査部門長は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>4. グループ経営推進部門長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長(原子力品質保証)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>6. 電源事業本部長(原子力管理)は、電源事業本部(原子力管理)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>7. 電源事業本部長(原子力安全技術)は、電源事業本部(原子力安全技術)が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>8. 電源事業本部長(燃料)は、電源事業本部(燃料)が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 電源事業本部長(電源土木)は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。</p> <p>10. 電源事業本部長(原子力建築)は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には原子炉主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>12. 品質保証部長は、課長(品質保証)および課長(原子力研修)の所管する業務を統括する。</p> <p>13. 技術部長は、課長(技術)、課長(燃料技術)、課長(核物質防護)、課長(放射線管理)および課長(建設管理)の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 発電部長は、課長(第一発電)および課長(第二発電)の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 保修部長は、課長(保修管理)、課長(保修技術)、課長(電気)、課長(計装)、課長(3号電気)、課長(原子炉)、課長(タービン)、課長(3号機械)、課長(土木)、<u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 課長(品質保証)は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>17. 課長(原子力研修)は、保安教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>18. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p> <p>19. 課長(技術)は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。</p> <p>20. 課長(燃料技術)は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p><u>21. 課長(核物質防護)は保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p><u>22. 課長(放射線管理)は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。</u></p> <p><u>23. 課長(建設管理)は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。</u></p> <p><u>24. 課長(第一発電)は、1号炉および2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</u></p> <p><u>25. 課長(第二発電)は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化(第4条との整合)</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>いう。)のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p>26. 課長(保守管理)は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>27. 課長(保守技術)は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p>28. 課長(電気)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>29. 課長(計装)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>30. 課長(3号電気)は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>31. 課長(原子炉)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>32. 課長(タービン)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>33. 課長(3号機械)は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p>34. 課長(土木<b>建築</b>)は、<u>原子炉施設の建物・構築物の維持・管理に関する業務を行う。</u></p> <p>35. 課長(SA工事プロジェクト)は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p><u>36. 課長(核物質防護)は保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>37. 第16項から第36項に定める職位(第25項の当直長を除く。)(以下「各課長」という。)および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38. 各課長および当直長は、第16項から第37項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長および当直長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>39. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p><u>26.</u> 当直長は、業務を所管している課長(第一発電)または課長(第二発電)(以下「課長(発電)」という。)のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。</p> <p><u>27.</u> 課長(保守管理)は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p><u>28.</u> 課長(保守技術)は、原子炉施設の改造工事および保守に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。</p> <p><u>29.</u> 課長(電気)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち電気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>30.</u> 課長(計装)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>31.</u> 課長(3号電気)は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>32.</u> 課長(原子炉)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>33.</u> 課長(タービン)は、1号炉および2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>34.</u> 課長(3号機械)は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</p> <p><u>35.</u> 課長(土木)は、<u>原子炉施設のうち土木関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</u></p> <p><u>36.</u> <b>課長(建築)</b>は、<u>原子炉施設のうち建築関係設備の改造工事および保守に関する業務を行う。</u></p> <p><u>37.</u> 課長(SA工事プロジェクト)は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。</p> <p><u>38.</u> 第16項から第<u>37</u>項に定める職位(第<u>26</u>項の当直長を除く。)(以下「各課長」という。)および当直長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p><u>39.</u> 各課長および当直長は、第16項から第<u>38</u>項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長および当直長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p><u>40.</u> その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更 組織改正に伴う変更 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																
<p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第71条~第74条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場合</p>	<p>(構成および定義) 第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>2. 第3節(第71条~第74条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項: 運転上の制限 (2) 第2項: 運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項: 運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>※1: 運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。</p> <p>(1) 第2項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長が判断した場合</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>																																																
<p>表11<sup>※2</sup></p> <table border="1" data-bbox="172 940 1279 1306"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運転</th> <th>起動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運転</td> <td>起動/高温待機<sup>※3</sup></td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>1本以上ボルトが緩められている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷媒温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運転	起動/高温待機 <sup>※3</sup>	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	1本以上ボルトが緩められている	原子炉冷媒温度			100℃ 以上	100℃ 未満		<p>表11<sup>※2</sup></p> <table border="1" data-bbox="1448 940 2555 1306"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>運転</th> <th>起動</th> <th>高温停止</th> <th>冷温停止</th> <th>燃料交換</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉モード スイッチの位置</td> <td>運転</td> <td>起動/高温待機<sup>※3</sup></td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> <td>燃料交換<sup>※4</sup> または 停止</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器 締付ボルトの状態</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>全ボルト締付</td> <td>1本以上ボルトが緩められている</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷媒温度</td> <td></td> <td></td> <td>100℃ 以上</td> <td>100℃ 未満</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換	原子炉モード スイッチの位置	運転	起動/高温待機 <sup>※3</sup>	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	1本以上ボルトが緩められている	原子炉冷媒温度			100℃ 以上	100℃ 未満		
原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																													
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動/高温待機 <sup>※3</sup>	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止																																													
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	1本以上ボルトが緩められている																																													
原子炉冷媒温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																														
原子炉の状態	運転	起動	高温停止	冷温停止	燃料交換																																													
原子炉モード スイッチの位置	運転	起動/高温待機 <sup>※3</sup>	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止	燃料交換 <sup>※4</sup> または 停止																																													
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	全ボルト締付	1本以上ボルトが緩められている																																													
原子炉冷媒温度			100℃ 以上	100℃ 未満																																														
<p>※2: 第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査), 第69条(原子炉の昇温を伴う検査)および第70条(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)の適用時は当該条文による。</p> <p>※3: 3号炉については「起動」と読みかえる。以下同じ。</p> <p>※4: 3号炉については「燃料取替」と読みかえる。以下同じ。</p>	<p>※2: 第68条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査), 第69条(原子炉の昇温を伴う検査)および第70条(原子炉モードスイッチの切替を伴う検査)の適用時は当該条文による。</p> <p>※3: 3号炉については「起動」と読みかえる。以下同じ。</p> <p>※4: 3号炉については「燃料取替」と読みかえる。以下同じ。</p>																																																	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																				
<p>(運転上の制限の確認)                      第71条 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木<del>建築</del>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項<sup>※1</sup>で確認する。                      2. 第3節各条の第2項に定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して, その確認の間隔は, 表71に定める範囲内で延長することができる。<sup>※2</sup>ただし, 確認回数の低減を目的として, 恒常的に延長してはならない。なお, 定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。                      3. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木<del>建築</del>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかった場合は, 運転上の制限を満足していないと判断するが, この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく, 判断した時点から速やかに当該事項を実施し, 運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果, 運転上の制限を満足していないと判断した場合は, この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。                      4. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木<del>建築</del>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 運転上の制限が適用される時点から, 第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし, 特別な定めがある場合を除く。なお, 頻度(期間)より, 適用になった期間が短い場合は, 当該事項を実施する必要はない。                      5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は, 当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。                      6. 第3節各条の第2項に定める事項が実施され, かつその結果が運転上の制限を満足していれば, 第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は, 運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1: 第71条(運転上の制限の確認)から第74条(運転上の制限に関する記録)までを除く。以下, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)および第73条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)において同じ。                      ※2: 第2節で定められた頻度も適用される。</p>	<p>(運転上の制限の確認)                      第71条 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項<sup>※1</sup>で確認する。                      2. 第3節各条の第2項に定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の頻度に関して, その確認の間隔は, 表71に定める範囲内で延長することができる。<sup>※2</sup>ただし, 確認回数の低減を目的として, 恒常的に延長してはならない。なお, 定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。                      3. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第3節各条の第2項に定める事項を行うことができなかった場合は, 運転上の制限を満足していないと判断するが, この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく, 判断した時点から速やかに当該事項を実施し, 運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果, 運転上の制限を満足していないと判断した場合は, この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。                      4. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保修技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 運転上の制限が適用される時点から, 第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし, 特別な定めがある場合を除く。なお, 頻度(期間)より, 適用になった期間が短い場合は, 当該事項を実施する必要はない。                      5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は, 当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。                      6. 第3節各条の第2項に定める事項が実施され, かつその結果が運転上の制限を満足していれば, 第3節各条の第2項に定める事項が実施されていない期間は, 運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1: 第71条(運転上の制限の確認)から第74条(運転上の制限に関する記録)までを除く。以下, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)および第73条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)において同じ。                      ※2: 第2節で定められた頻度も適用される。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>																																																				
<p>表71</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定に定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>—</td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1箇月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお, 1箇月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>1,000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定に定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1箇月に1回	7日	同上 なお, 1箇月は31日とする。	1,000MWd/tに1回	250MWd/t		<p>表71</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定に定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>—</td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1箇月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお, 1箇月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>1,000MWd/tに1回</td> <td>250MWd/t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定に定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	同上	毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1箇月に1回	7日	同上 なお, 1箇月は31日とする。	1,000MWd/tに1回	250MWd/t		
頻度		備考																																																				
保安規定に定める頻度	延長できる時間																																																					
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																				
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																				
24時間に1回	6時間	同上																																																				
毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。																																																				
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																				
1箇月に1回	7日	同上 なお, 1箇月は31日とする。																																																				
1,000MWd/tに1回	250MWd/t																																																					
頻度		備考																																																				
保安規定に定める頻度	延長できる時間																																																					
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																																																				
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																																																				
24時間に1回	6時間	同上																																																				
毎日1回	—	所定の直の時間帯で確認する。																																																				
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																																																				
1箇月に1回	7日	同上 なお, 1箇月は31日とする。																																																				
1,000MWd/tに1回	250MWd/t																																																					





島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第73条 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保守を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合は, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>※1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保守を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合であって, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は, あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 第1項および第2項の実施については, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項に基づく点検・保守を行う場合, 関係課長と協議し実施する。</p> <p>5. 第1項および第2項の実施にあたっては, 運転上の制限外に移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項を実施する場合, 運転上の制限外に移行する前に, 要求される措置<sup>※2</sup>を順次実施し, すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項を実施する場合, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第3項および第8項に準拠する。</p> <p>8. 第1項および第2項において, 要求される措置または安全措置を実施できなかった場合, 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(発電), 課長(保守技術), 課長(土木<b>建築</b>)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第2項を実施し, 当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は, 原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</p> <p>第73条 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保守を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合は, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>※1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 予防保全を目的とした点検・保守を実施するため, 計画的に運転上の制限外に移行する場合であって, 当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は, あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 第1項および第2項の実施については, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>4. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項に基づく点検・保守を行う場合, 関係課長と協議し実施する。</p> <p>5. 第1項および第2項の実施にあたっては, 運転上の制限外に移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。</p> <p>6. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項を実施する場合, 運転上の制限外に移行する前に, 要求される措置<sup>※2</sup>を順次実施し, すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>7. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第1項または第2項を実施する場合, 第72条(運転上の制限を満足しない場合)第3項および第8項に準拠する。</p> <p>8. 第1項および第2項において, 要求される措置または安全措置を実施できなかった場合, 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>9. 各課長(課長(品質保証), 課長(原子力研修), 総務課長, 課長(技術), 課長(核物質防護), 課長(建設管理), 課長(発電), 課長(保守技術), 課長(土木), <u>課長(建築)</u>および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は, 第2項を実施し, 当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は, 原子炉主任技術者および課長(発電)に報告する。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
<p>※1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は, 第1項においては要求される措置, 第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2: 点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また, 複数回の実施要求があるものについては, 2回目以降の実施については除く。</p>	<p>※1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は, 第1項においては要求される措置, 第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2: 点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また, 複数回の実施要求があるものについては, 2回目以降の実施については除く。</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第74条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木<b>建築</b>）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。</p> <p>3. 当直長は、自ら第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木<b>建築</b>）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および点検・保修の内容。</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻。</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第74条 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 当直長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、<u>課長（建築）</u>および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻。</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻。</p> <p>3. 当直長は、自ら第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合または各課長（課長（品質保証）、課長（原子力研修）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保修技術）、課長（土木）、<u>課長（建築）</u>および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）から第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した連絡を受けた場合は、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第73条第1項または第2項で定める点検・保修を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および点検・保修の内容。</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果。</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>組織改正に伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="color: red;">附則（平成 年 月 日 原第号）                      （施行期日）                      第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p>	